

2024年10月7日
新日本航空株式会社

事業改善命令に係る改善措置報告について

2024年8月23日、国土交通省大阪航空局から受けた「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」にて命じられた講ずるべき措置について、同年10月7日に報告書を提出いたしました。

お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

この度の改善措置により、全社員が一体となって安全体制を再構築し、高いコンプライアンス意識のもと、より一層の安全運航と信頼回復に努めてまいります。

大阪航空局に対して行った報告の概要は以下のとおりです。

- 1 不適切な整備や運航が行われたことに対する問題点及びその要因
 - (1) 組織的な安全意識が不足し、安全管理活動が不活発であったこと。
 - (2) 社内風土として、コンプライアンス意識が欠如していたこと。
 - (3) 適切な装備品を購入・使用するための整備管理機能が不十分であったこと。
 - (4) 社内のコミュニケーションが不足し、認識の共有ができていなかったこと。
- 2 事業改善命令に対して講じた措置
 - (1) 安全管理体制の再構築
人事を一新した上での安全管理及びコンプライアンス意識の醸成についての教育を行い、安全管理体制を再構築しました。
 - (2) 航空機の健全性確保
航空局の指導のもと、すべての航空機の健全性を確認します。
 - (3) 整備規程等の確実な理解及び適切な整備業務の実施
整備体制を再構築し、整備規程等を確実に理解した上で整備作業を行います。
 - (4) 有視界飛行方式による運航の安全確保
確実に有視界飛行状態が維持できる気象状態での運航を行います。